

§ 7 小規模受水槽水道等監視指導事業

水道法の規制を受けない小規模な受水槽や複数戸で用いている井戸については、水質や施設管理等の問題が指摘されており、不適切な管理が原因となって利用者の健康を害するおそれがあるため、平成 7 年 10 月 1 日「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を施行し、一部に簡易専用水道と同様に管理状況検査の受検を規定する等、自主管理の徹底を図り、衛生確保に努めた。

表 261 対象施設

	総 数	川 崎	幸	中 原	高 津	宮 前	多 摩	麻 生
小 規 模 水 道	18	0	1	3	4	3	2	5
小 規 模 受 水 槽 水 道	2,954	609	423	503	443	237	509	230
用 途 { 共 同 住 宅	1,510	195	208	267	263	162	286	129
事 務 所	222	114	22	29	25	7	11	14
店 舗	100	26	12	13	12	12	16	9
学 校	33	12	3	1	5	0	7	5
工 場	53	14	5	7	17	1	7	2
病 院	23	4	7	2	6	1	2	1
旅 館	30	17	5	7	0	0	1	0
興 行 場	3	3	0	0	0	0	0	0
寮	127	16	17	29	19	6	29	11
集 会 場	3	1	1	1	0	0	0	0
併 用	682	134	136	143	64	28	138	39
別 { そ の 他	168	73	7	4	32	20	12	20
容量別 { 0トン超8トン以下	2,397	500	364	400	360	173	432	168
{ 8トン超10トン以下	557	109	59	103	83	64	77	62
飲用井戸（水道未布設）	31	0	0	1	4	4	16	6
災害時協力井戸（飲料水供給施設）	34	0	0	3	3	2	24	2
（一部再掲）（生活用水供給施設）	211	3	13	6	40	51	43	55

資料：健康安全室